

令和3年度各種報告書の作成及び閲覧スケジュール

報告書名	根拠条文	基準日	作成期間	作成日	閲覧開始日	本審査会 審査対象	審査報告書 提出期限
資産等報告書	条例第4条第1項	任期開始の日	R3. 3. 21(日) ＼ R3. 6. 28(月)	R3. 6. 28(月)	R3. 8. 30(月)	次回審査会 にて審査	R3. 10. 26(火)
資産等補充報告書	条例第4条第2項	毎年 12月31日	毎年 4月1日 ＼	今年度作成対象外			
所得等報告書	条例第5条	前年中の 所得等	4月30日				
関連会社等報告書	条例第6条	R3. 4. 1	R3. 4. 2(金) ＼ R3. 4. 30(金)	R3. 4. 30(金)	R3. 6. 30(水)	○	R3. 8. 30(月)